

## 会議録・令和7年12月17日第4回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和7年12月3日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 12月17日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

4番 中 井 啓 悟

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

9番 松 本 忍

10番 山 本 章

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記 山 本 歩 美 小 竹 将 太 小 林 政 則

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 畑 弘 人

まちづくり戦略課 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

|              |    |     |                      |     |    |
|--------------|----|-----|----------------------|-----|----|
| 会計管理者（兼）会計課長 | 椿  | ゆかり | 産業振興課長               | 肥留間 | 誠  |
| 建設課長         | 西尾 | 直伸  | 上下水道課長               | 西村  | 正樹 |
| こども課長        | 家城 | 和司  | 生活環境課長               | 丹合  | 信隆 |
| 教育課長         | 西尾 | 仁志  | 小中学校<br>学区編制<br>推進室長 | 中瀬  | 基司 |

## 10. 會議錄署名議員

5 番 瀬 田 萌                      6 番 綿 民 和 子

## 1.1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議員提出議案第 2 号 明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

日程第 3 議員提出議案第 3 号 明和町議会議員の議員報酬及び費用弁償  
等に関する条例の特例に関する条例の制  
定

日程第4 議員提出議案第4号 明和町議会基本条例の制定

日程第５ 議案第76号 明和町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 77 号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 78 号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第79号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第 9 議案第80号 町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期  
末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止  
する条例

日程第10 議案第81号 明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正

日程第11 議案第82号 明和町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する

る基準を定める条例の制定

- |       |        |                                                  |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第12 | 議案第83号 | 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第84号 | 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 日程第14 | 議案第85号 | 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例      |
| 日程第15 | 議案第86号 | 明和町民を特殊詐欺から守る条例の制定                               |
| 日程第16 | 議案第87号 | 明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例                        |
| 日程第17 | 議案第88号 | 明和町防災行政無線デジタル化整備工事 請負契約の変更                       |
| 日程第18 | 議案第89号 | 令和7年度明和町一般会計補正予算（第5号）                            |
| 日程第19 | 議案第90号 | 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第20 | 議案第91号 | 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第21 | 議案第92号 | 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第22 | 議案第93号 | 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第23 | 議案第94号 | 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第24 | 議案第95号 | 令和7年度明和町一般会計補正予算（第6号）                            |
| 日程第25 | 議案第96号 | 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第26 | 議案第97号 | 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算                           |

(第 3 号)

日程第27 議案第98号 令和 7 年度明和町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第28 議案第99号 令和 7 年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第29 議案第100号 令和 7 年度明和町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第30 議案第101号 令和 7 年度明和町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

---

(午前 9 時 00分)

◎開議の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回明和町議会定例会第3日目の会議を開会します。

なお、住民ほけん課長、福祉総合支援課長から所要のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をします。

5 番 瀬 田 萌 議員

6 番 綿 民 和 子 議員

の両名を指名いたします。

---

◎議員提出議案第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 議員提出議案第2号 明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

（3番 北岡 泰議員 登壇）

○3番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第2号 明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提出理由の説明を申し上げます。

地方行政の改革が求められる中、当町議会においても社会情勢の変化等に対する議会運営が求められております。

そのようなことから、令和5年3月に議会改革特別委員会を設置し、議員定数については、本年5月に明和町議会議員定数等の在り方調査会を立ち上げ、8月に調査会から報告書をいただいているところでございます。

9月以降、議会改革特別委員会において議論を重ね、次期改選以降の議員定数を決定いただきましたので、本日明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、先日の特別委員会でのご協議のとおりでございますので、どうぞよろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提出理由の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊議員。

( 2 番 田 邊 ひ と み 議 員 登 壇 )

○ 2 番 ( 田 邊 ひ と み ) た だ い ま 議 題 と な っ て お り ま す 議 員 定 数 を 定 め る 条 例 改 正 に つ き ま し て 、 反 対 の 立 場 か ら 討 論 を い た し ま す 。

まず、議員定数は単なる人数の問題ではなく、町民の声をどれだけ議会に届けられるか、その受け皿をどう確保するかという重要な役割を持っています。明和町では、人口減少や地域の高齢化、各地区が抱える課題の多様化が進んでおり、むしろ町民の声をきめ細かく議会に届ける必要性は、これまで以上に高まっております。

特に明和町は、地理的にも南北に広く、地区ごとに特性も異なります。その中で議員数を減らすことは、地域差のある声や少数意見が議会に届きにくくなるおそれがあります。また、若い世代や働きながら議会活動を担う方の参入、女性議員の増加といった議会の多様性の確保にも影響を与える可能性があります。

また、議員が担う活動は議会審議だけではなく、地域行事の参加、住民相談、調査活動など多岐にわたり、少人数化が進むことで一人一人の負担が大きくなり、結果として議会全体の機能が弱まることも懸念されます。

議会の効率化や行政との連携強化は大切ですが、それは議員数を減らすこととは必ずしも一致しません。

さらに、今回の定数等の在り方調査会の報告で、定数削減の方向性が早い段階で示され、その後に報酬の検討が行われ、定数削減時の増額例が参考として示されました。議論の経過そのものは理解するものの、町民の皆様にとっては議員を減らして残った議員の負担を増やす、その上、報酬を上げるのかという印象につながりかねない、そういう部分もございます。定数の議論そのものが正しく伝わらなくなる心配があります。

議会改革や働きやすい議会づくりの必要性を否定するものではありません。しかし、定数を減らすという判断は、町民の声の届け方や議会の役割を左右する重要な問題であり、慎重を期するべきだと考えます。

様々な議論はありますが、民意が届く議会をつくる、そしてその議会をきちんと機能させることこそが本筋です。

以上の理由から、今回の定数削減の議案には反対いたします。今後も町民の皆様の声がより届く開かれた議会を目指して議論を続けていきたいと思いをします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

7 番 奥山議員。

（7 番 奥山 幸洋議員 登壇）

○7 番（奥山 幸洋） 議長より登壇の許可をいただきましたので、議員提出議案第2号 明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今般、議員定数の改正につきましては、令和5年3月に議会改革特別委員会が設置されて以降、本年5月には学識経験者2名及び住民代表5名、合計7名で構成する明和町議会議員定数等の在り方調査会を立ち上げました。当調査会において過去の議員定数の経緯、近隣及び類似団体の人口、面積、財政力、議員定数、予算規模など、また当町の公債及び債務状況や基金状況などを含めた財政状況、現在の議員活動の実態や選挙の状況、昨年度実施した町民アンケートなど幅広い詳細データを基に計5回審議をいただきました。

そのうち審査会からは、2名もしくは3名減が妥当との答申を受け、答申に基づき慎重審議の上、第18回議会改革特別委員会において全議員投票により決定された結果が当条例改正議案であります。

私は、今回の議会改革特別委員会は、設置当初は議長でありましたが、後の改選以降委員長をさせていただき、その間27回の部会、議会改革特別委員会は19回携わってまいりました。

今般の議員定数の改正は、その中の三本柱の一つであり、今回の特別委員会の在り方調査会も皆さんの承認の下、議会として進めてきた結論であり、議員提出議案第2号について賛成をいたします。

今後におきましても、町民の負託に応えるべく議会改革を進めていく所存で



す。

以上、賛成討論といたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方はないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第2号 明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎議員提出議案第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3 議員提出議案第3号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

（3番 北岡 泰議員 登壇）

○3番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第3号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして、その提出理由の説明を申し上げます。

本条例は、明和町議会議員が会議を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当等の支給に対し、特例の基準を設けるため制定するものでございます。

詳細につきましては、先般の全員協議会におきまして説明、ご協議のとおりでございますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提出理由の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第3号 明和町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎議員提出議案第４号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第４ 議員提出議案第４号 明和町議会基本条例の制定を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

（３番 北岡 泰議員 登壇）

○３番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第４号 明和町議会基本条例の制定につきまして、その提出理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方分権の推進に伴い、議会改革の継続・発展に向け、公正性と透明性を確保し、町民の声を生かす開かれた議会を築くため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、先日の特別委員会等でのご協議のとおりでございますので、どうぞよろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提出理由の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第４号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第4号 明和町議会基本条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎議案第76号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第5 議案第76号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) おはようございます。

ただいま上程されました議案第76号 明和町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和8年4月の町組織機構の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第76号 明和町課設置条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書の14ページからをご覧くださいと思います。

本条例は、令和8年度の組織機構の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、課と係の見直しについて、事務内容の連携を図り、窓口を整理することにより効率的で分かりやすい行政サービスの提供を目指します。

続いて、資料の1－2－1、サムネイル1をご覧くださいと思います。

各課の事務分掌の一部の見直しとして、行財政改革に関することを総務課へ、各種統計に関することをまちづくり戦略課へ、要保護児童に関することをこども課へ変更するものです。それぞれの課の現在の役割や事務の性質を踏まえた見直しより、さらに施策推進を図ることを目的としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第76号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号 明和町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第76号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第77号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第6 議案第77号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第77号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和7年8月に国に出された人事院勧告に準じ、一般職の任期付職員の採用等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第77号 明和町一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、今年８月に国で出されました人事院勧告に準じて、特定任期付職員の給料表と期末手当の支給率について改正を行うものです。

議案書の16ページからご覧ください。

特定任期付職員とは、弁護士や医師など高度の専門的知識を有する者を５年を超えない任期を定めて採用される職員でございますが、現在は該当はございません。

給料表の改定についてですが、各号給で約3.3パーセントの引上げでございます。

資料の１－３－１からは、これらの内容を踏まえた条例の新旧対照表でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第77号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第77号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第78号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第7 議案第78号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第78号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和7年8月に国に出された人事院勧告に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第78号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を



申し上げます。

今年8月に出されました人事院勧告の内容は、一般職員の期末勤勉手当の支給率を0.05月引き上げるものでした。そこで、町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、一般職員と同じ支給率となるよう改定をお願いするものでございます。

議案書の19ページからをご覧ください。

町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正として、令和7年度12月分を100分の230から100分の235に引上げ、年間4.65月に改正をさせていただくものでございます。

実施時期につきましては、令和7年12月1日から適用いたします。

資料の1-3-3は、これらの内容を踏まえた条文の新旧対照表でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第78号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

2番 田邊議員。

（2番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2番（田邊 ひとみ） ただいま上程されました議案第78号に対しまして、反対の立場で申し上げます。

まず、人事院勧告は、一般職の給与を民間と均衡させるための制度であり、町長、副町長、教育長といった特別職はその対象外です。一般職の処遇改善には賛成しますが、特別職については、自治体として独自に判断すべきものと考えます。

明和町の住民の暮らしの現状を見ますと、物価高騰が止まらず、国保や介護保険などの負担も重なり、町民の皆さんの家計は依然として厳しい状況です。また、子育て支援や高齢者支援など必要な行政需要は増えており、町財政は限られた財源の中で優先順位をつけて対応をせざるを得ない状況です。そのような中で、特別職の報酬については、かねてより十分な検討により判断することが求められるという立場です。

以上の理由から、本議案には反対をいたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第78号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第78号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第79号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 議案第79号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第79号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和7年8月に国に出された人事院勧告に準じ、職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第79号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、今年8月に国に出されました人事院勧告に準じて、給料表の改定及び職員の期末勤勉手当の支給率について改正を行うものでございます。

議案書の21ページからご覧ください。

まず、給料表の改定については、改定率平均3.3パーセントの引上げでございます。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ改定を行います。初任給は高卒で1万2,300円増の20万300円に、大卒で1万2,000円増の23万2,000円引上げでございます。

賞与の支給月数の引上げにつきまして、一般職は期末及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分、合計で0.05月分引上げ、年間4.65月に改定となります。令和7年度12月期においては、期末手当が1.275月、勤勉手当1.075月に、令和7年度以降につきましては、期末手当が1.2625月、勤勉手当が1.0625月となります。

実施時期につきましては、令和7年4月1日から適用といたします。

資料の1－3－4からは、これらの内容を踏まえた条文の新旧対照表でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第79号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第79号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第80号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第9 議案第80号 町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第80号 町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、過去に制定された条例について、既に役割を終えていることから、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第80号 町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の30ページからご覧ください。

この条例は、町長、助役、収入役及び教育長の平成11年度、12年度に支給する期末手当の10%の減額を定めた条例でございますが、既に役目を終えた条例で必要がございませんので、今回廃止をさせていただくものでございます。

施行日は、公布の日からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第80号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第80号 町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第80号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第81号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第10 議案第81号 明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第81号 明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表について、公表の内容等を改めるため、本条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案第81号 明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料の4－3－1、サムネイル28をご覧ください。

本条例は、地方自治法第243条の3第1項の条例の定めるところにより、年2回以上財政に関する事項を公表しなければならないとの規定に基づき、条例を定めているもので、改正理由といたしましては、現行条例は制定から50年以上が経過する中、改正等が行われないうまの状況ですので、現状の財政状況の公表の運用に合わせて条例の内容を法で定める必要最低限の事項のみを規定するものに改正いたします。

改正内容は、資料の次の4－3－2と4－3－3をご覧ください。

取消し線の箇所を大幅に削除し、赤字の箇所を追加修正し、今の現状、状況に合わせて分かりやすい財政事情の公表をいたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第81号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号 明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正を採決します。

議案第81号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第82号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第11 議案第82号 明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

提案理由説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第82号 明和町乳児等通



園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として乳児等通園支援事業（通称（こども誰でも通園制度））が創設され、これに伴い、設備や運営に関する基準について国が定める基準を基に条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） それでは、議案第82号 明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料は11-3-1、さらにサムネイル31から32が概要で、11-3-3から12が条例案となっております。

まず、11-3-1、サムネイル31をご覧ください。

まず、1の条例制定の趣旨といたしましては、令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）が創設され、これに伴い、設備や運営に関する基準について国が定める基準を基に条例を制定するものです。

次に、2の概要でございますが、表1が事業の概要となっております。この事業の対象となる子どもは、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもで保育所や認定こども園のように利用者からの申請に対し、居住する市町村が認定を行い、利用認定を受けた場合に利用ができるようになります。

令和8年度以降の利用可能時間や利用料等につきましては、現在国において

検討が進められている状況でございます。

その下の図1につきましては、年齢別に利用できる教育・保育サービスの中でこども誰でも通園制度の対象を図示したものであり、さらにその下の表には、明和町における幼児教育・保育施設の利用状況を参考資料として掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

次ページに移っていただきまして、3の条例についてですが、ここでは条例制定の考え方を記載しております。児童福祉法第34条の16第2項に基づき条例制定に当たっては、内閣府令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準の2つの基準に分類されます。従うべき基準は必ず適合しなければならない基準、参酌すべき基準は十分参照しなければならない基準として定義されています。

また、今回条例制定に当たり、地域の実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、国の基準と同様とすることとし、資料11-3-3から12、サムネイル33から42にかけて条例案を作成させていただきましたので、後ほどご確認ください。

また、条例の条文上は、義務として厳格に定めている規定といわゆる努力義務として規定している項目がありますが、努力義務であっても子どもの安全確保や福祉の向上の観点からは可能な限りその水準を満たすことが重要であると考えております。

このため町といたしましては、関係事業者等に対しまして努力義務に位置づけられた事項につきましても、着実な取組が進むよう周知、指導等を通じて責任を持って丁寧に働きかけてまいります。

なお、4の施行期日は、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第82号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

2 番 田邊議員。

(2 番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○2 番 (田邊 ひとみ) ただいま議題となっております議案第82号につきまして、反対の立場から討論いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、区市町村による認可事業である乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度の設置基準を条例により定めるものです。

孤立する子育ての不安に応え、親の就労にかかわらず全ての子どもの育ちを応援するという理念には全面的に同意いたします。しかし、この制度の内容はあまりにも保育現場の実態を無視し、子どもの命と安全を守る上で大きな懸念があります。

以下、反対の理由を述べます。

反対する1つ目の理由は、子どもの命と安全を守る上で大きな懸念があります。こども誰でも通園制度の利用は、事業者と直接契約です。保護者はゼロ歳児から2歳児までの子どもを預ける園、曜日、時間を決めて定期的に利用する方式だけではなく、スマートフォンのアプリで空き状況を見てその都度空いている園、時間にスマホから直接申し込む方式も考えられております。市町村が事業者を認可しますが、認可基準が緩く、保育事業従事者のうち保育士を半分でよいともされています。乳幼児をオンラインで面接のみで、保育資格のない人が乳幼児を見ることも可能な制度となっております。アレルギーや発達状況などの必要な情報が把握されず、命に関わる事故が起きかねません。保育所における死亡事故の発生は、ゼロ歳から2歳児、預け初めの時期が最も多いのが実態です。

2つ目に反対する理由として、子どもの成長過程に応じた保育の専門性、重

要性を軽視している点です。人見知りの時期の乳幼児を単発的に数時間預けることは、子どもにとって大きなストレスであり、通常保育への影響も懸念されます。実際に千葉市の令和6年度こども誰でも通園制度を試行的事業検証結果報告書では、保育従事者の声として通常保育に悪い影響があったの回答は50%を占めました。自由記載では、初めての環境に泣く利用児童が多く、通常保育も落ち着くまで時間がかかるや慣れずに泣き続ける子どもが多く、心身の負担が大きいなど報告がされております。

3つ目に反対する問題が支援金の財源です。政府は法案により年間1兆円の支援金が医療保険に上乗せされ、全国民から徴収するとしております。サラリーマンであれば社会保険から、自営業者や年金暮らしの方は国民健康保険税から、75歳以上の方は後期高齢者医療保険料に上乗せして令和8年度より子ども・子育て支援金として加算されます。そもそも負担が重い医療保険への上乗せというのは問題だと考えます。

以上の理由により本議案には反対します。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第82号 明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を採決します。

議案第82号について原案のとおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

賛成多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第12 議案第83号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第83号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） それでは、議案第83号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料は11－3－13、サムネイル43が概要で、11－3－14が新旧対照表となっております。

資料11－3－13、サムネイル43をご覧ください。

まず、1の改正理由といたしましては、児童福祉法等の一部改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

次に、2の概要でございますが、本条例からの引用先である児童福祉法が改正されたことに伴い改正するもので、記載のとおり改正します。

これにより影響を受けることとなる法令改正の内容といたしましては、保育所等の職員による虐待についてこれまで規定がなかったところ、児童養護施設等の職員による虐待と同様に虐待を受けたと思われる児童を発見したものの通報義務や都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置などの規定が設けられました。

なお、3の施行期日は、この条例は公布の日から施行します。

また、資料11－3－14は新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、ご審議上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第83号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第83号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第83号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第13 議案第84号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第84号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） それでは、議案第84号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料は11－3－15、サムネイル45が概要で、11－3－16から17が新旧対照表となっております。

まず、資料11－3－15、サムネイル45をご覧ください。

まず、1の改正理由といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

次に、2の概要でございますが、本条例第12条につきましては、先ほどの条例と同様に法の引用先が改正されたことに伴い改正するもので、法改正により影響を受けることとなる内容につきましても、先ほどの場合と同様でございます。

また、17条第2項につきましては、利用乳幼児に対する母子保健法に定める健康診査が行われ、利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断、定期の健康診断、または臨時の健康診断の全部または一部を行わないことができるものとするを追加しています。

続いて、第23条第2項につきましては、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度につきまして一般制度化され、国家戦略特別



区域以外でも認められることとなり、これに伴い保育士の定義に係る規定を整備するものです。

なお、これらの対象となる事業者は現在町内にはないため、今回の改正は当町に影響はございません。

また、3の施行期日は、この条例は公布の日から施行します。

なお、資料11－3－16から17は、新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第84号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

2番 田邊議員。

（2番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2番（田邊 ひとみ） ただいま上程されました議案第84号に対しまして、反対の立場で討論を行います。

ただいま議題となっております地域限定保育士制度の一般化に関わる条例改正につきまして、反対の立場です。

明和町でも保育士不足が続き、採用が困難な状況が続いていることは十分承知しております。その上で今回の制度一般化については、今まで国家戦略特区内のみでの実施していた実技を省略することで受験資格を緩和する資格の受験基準を引下げ、担い手を増やそうというやり方、これは資格要件の緩和だけで対応する方法では根本的な解決にはつながらないとの立場から反対をいたします。

保育士さんが現場を離れる理由は、全国的にも明和町でも共通しており、賃金や手当などの処遇の低さ、人員配置に余裕がなく負担が大きいこと、休憩や研修が確保しづらいことなど構造的なものです。これらが改善されないまま制度を広げても結果として定着しない人材を増やすだけとなり、保育の質を維持する上で不安が残ります。

また、地域限定保育士は、本来特定地域の特例として導入された制度であり、これを一般化することで町内の保育士間の待遇格差やキャリア形成の違いが生まれ、将来的に保育士確保の安定性を損なう可能性も考えられます。

明和町では、子育て世帯の負担感が大きい中、保育の質と安全を確保することが特に求められております。だからこそ今必要なのは処遇改善、余裕ある配置、現場への継続的な支援といった基盤そのものの見直しです。人が足りないから基準を緩めるという方向ではなく、保育士が働き続けられ、安心して子どもを預けられる保育をどう守るかという視点を大切にすべきだと考えます。

以上の理由から本議案には今回は賛成をできません。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 他に討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第84号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第84号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第85号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第14 議案第85号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第85号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） 議案第85号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

これは児童福祉法を改正する法律の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものですが、資料15－1－1 ページ、サムネイル48でご説明申し上げます。

改正のポイントにつきましては、放課後児童支援員は、右の改正前では第10

条で保育士の資格を有するとされておりますが、法改正により地域限定保育士が一般制度化されたことに伴い、表左側の改正後の括弧書きの部分で、保育士または三重県の区域に係る地域限定保育士を記しております。

次に、第12条で虐待に関する内容の改正で、こちらは児童福祉法の中で虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務や都道府県による事実確認や安全確保のための必要な措置が追加されたため、法に合わせて条文の記載を改正するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第85号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

2番 田邊議員。

（2番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2番（田邊 ひとみ） ただいま議案となっております議案第85号につきまして、本議案はさきの議案第84号と内容が密接に関連しており、賛否の判断理由も共通しております。そのため重複を避けるため、詳しい説明は繰り返しません。が、議案第84号の討論で申し上げたのと同じ理由により、本議案にも反対いたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第85号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第85号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 賛成多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第15 議案第86号 明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第86号 明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、近年特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が全国的に急増し、町においても拡大傾向にある状況を踏まえ、被害の発生を少しでも抑止することを目的として、町・町民及び事業者が一体となって特殊詐欺等の被害防止に取り組むため、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求め

ます。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） それでは、議案第86号 明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

議案書51ページ、サムネイル51をご覧ください。

本件は、明和町においても特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺等の被害が増加している状況を踏まえ、こうした被害を少しでも抑止するため、町・町民・事業者が一体となって取り組む枠組みを明確化するものでございます。

それでは、議案資料、サムネイル19、2-2-1、条例の概要及び次ページ2-2-2から2-2-9までの逐条解説をご覧ください。

条例の主な内容は3点です。

第1にATM利用時の携帯電話・スマートフォンによる通話を禁止いたします。これは通話しながらATM操作の指示を受け、送金等に誘導される手口が多いため、通話中のATM利用を禁ずることで実効的な抑止を図ります。あわせて事業者にはその旨の周知、掲示に努めるものいたします。

次に、通報に関する規定を設けます。町民は自己、家族、友人等が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めた場合、速やかに警察官に通報する等、必要な措置を講ずるよう努めるものいたします。

最後に、プリペイド型電子マネー販売時の措置を定めます。販売事業者は、提示物等による注意喚起を行い、被害発生のおそれがあると認めた場合には、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講じるように努めるものいたします。

以上により特殊詐欺等の被害を少しでも減少させるべく町・町民・事業者が一体となって取り組む体制を条例により位置づけるものでございます。

条例の施行期日は、令和8年1月1日でございます。

以上、私からの詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第86号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第86号 明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定を採決します。

議案第86号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第87号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第16 議案第87号 明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第87号 明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、制定当初の事業が完了し、その後の該当事業がないことから、条例の廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 議案第87号 明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例について、詳細理由を説明いたします。

本条例は、平成11年度に国主導で実施しました地域振興券事業に伴い制定しましたが、当該年度以降同様の事業がなく、既に特別会計も存在しておりませんことから、役目を終えた条例ということで、廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第87号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わり



ます。

これから採決を行います。

議案第87号 明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例を採決します。

議案第87号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第88号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第88号 明和町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第88号 明和町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年度からの継続費で実施している防災行政無線のデジタル化整備工事に関し、工事の進捗に伴い判明した支障箇所への対応等のため設計変更を実施したことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、

請負契約の変更のため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） それでは、議案第88号 明和町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更について、詳細説明を申し上げます。

議案書につきましては59ページ、サムネイル59をご覧ください。

本件は、令和6年度からの継続費により実施している防災行政無線デジタル化整備工事に関し、工事の進捗に伴い判明した支障箇所等への対応のため、設計変更を実施したことから、変更契約をお願いするものでございます。

変更の主な内容といたしましては、可搬親局を総合体育館にて使用するために必要なアンテナの設置にかかる費用、旧斎宮幼稚園に屋外拡声子局を建築するために掘削した際、岩盤が出現したため、削岩機を追加した費用、みなしアスベスト対策に関する費用などの増額と現地確認の結果、一部の既製品が流用可能と判断されたことから、不要となった資材などの減額を相殺したものでございます。

精算といたしまして231万2,200円の増額をお願いするものでございます。

なお、工期については変動ございません。

では、次の議案書60ページをご覧ください。

契約金額につきまして、変更前金額3億839万7,100円に231万2,200円を増額し、変更後の金額は3億1,070万9,300円でございます。

契約の相手方は、株式会社国際電気中部支店、支店長柏原 伸でございます。

なお、当該契約相手方は、当初契約時の株式会社日立国際電気中日本支社支社長から令和6年12月27日に株式会社国際電気にて令和7年4月1日に中部支店長に社名等を変更していることを申し添えます。

以上、私からの詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第88号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第88号 明和町防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の変更を採決します。

議案第88号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第89号から議案第94号の一括上程～採決

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第18 議案第89号から日程第23 議案第94号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第18 議案第89号 令和7年度明和町一般会計補正予算(第5号)

日程第19 議案第90号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第91号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第92号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第93号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第94号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました議案第89号から議案第94号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本6議案は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算で、それぞれ人件費の補正をお願いしております。

先ほど議案第77号から議案第79号の条例改正による職員給与等の改定に伴う増額や本年度の人事異動による増減などを計上しております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第89号につきまして予算に関する説明書の歳出からお願いします。  
総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、詳細説明をさせていただきます。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、この補正予算の歳出は、人件費に関連する補正でございますので、歳出全般にわたり、私から一括して説明をさせていただきます。

先ほど一般会計補正予算（第5号）予算に関する説明書の29ページから給与費明細書を提出させていただいておりますので、これに基づきましてご説明を申し上げます。

まず、補正をお願いします主な理由につきましては、先ほど議決いただきました議案第77号、78号、79号の条例改正による給料表の改定や期末勤勉手当の支給月数の改定等による増額、今年度の人事異動に伴う支出科目の組替え、休職による減額、10月の職員採用が主な理由でございます。

それでは、29ページの上の表でございます特別職からご説明いたします。

まず、この長等は、町長、副町長、教育長になりますが、比較の欄をご覧くださいますと、期末手当が11万4,000円の増額です。これは期末手当の支給月数を0.05月改定した影響でございます。

共済費の3万1,000円の増額は、期末手当の増額でございます。

次に、30ページをご覧くださいと思います。

アの会計年度任用職員以外の職員でございますが、これが正規職員の分でございます。

給与費のうち給料で1,173万7,000円の増額です。給料表の改定及び10月採用者の増額分、人事異動による会計間の増減、病気休職、育児休業などによる減額分との相殺により増額でございます。

職員手当で895万1,000円の増額、増減の主な理由は、その下の職員手当の内

訳の表でご説明しますと、扶養手当16万6,000円の増、期末手当は520万7,000円の増、勤勉手当は186万1,000円の増で、これは主に支給月数に引上げによる増額分の会計間の増減、休職者による減額との相殺により増額でございます。

児童手当は43万円の増額、これは支給対象者の増でございます。

退職手当負担金は358万9,000円、地域手当は24万5,000円の増額で、給与改定によるものでございます。

その他の手当の減額につきましては、新規採用職員の実績による減額や休職者の減額によるものが主な理由でございます。

それから、共済費は877万9,000円の増額で、共済負担率の引上げに加え、給料表や期末勤勉手当の改定、会計間の増減などの影響でございます。

そして、次の下のイの会計年度任用職員でございますが、給与費のうち報酬でございますが、473万9,000円の増額でございます。これは主に給料表の改定や施設職員1名の増員等の影響でございます。給料は15万円、職員手当は10万円の増額です。これは給料表の改定によるものでございます。

続きまして、31ページは、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

その次32、33ページは、給料及び職員手当の状況ですので、後ほどご確認いただきたいと思います。

なお、各特別会計、公営企業会計におきましても、歳出は人件費に関連する補正でございます。それぞれの予算額の増減がございますが、その理由は、給料表の改定及び期末勤勉手当の支給月数の引上げ、人事異動に伴う増減が主な理由となっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、一般会計の歳出で27節繰出金の減額を計上しておりますが、特別会計への人件費の補正によるものでございます。

ただいまの説明をもちまして、歳出の説明は省略をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、7ページ、歳入の説明をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 歳入の説明をいたします。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

11款 1 項 1 目 1 節地方交付税に3,356万円を計上しております。これは普通交付税でございます。

歳入は以上です。

○議長（辻井 成人） 以上で議案第89号の詳細の説明を終わります。

ただいまの説明で一般会計以外の会計の歳出についても総務課長より一括での説明がありましたので、以降の議案については、歳出の説明は省略し、歳入のみ説明といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第90号の説明をお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）の予算に関する説明書7ページ、8ページをご覧ください。

歳入のみ説明をさせていただきます。

4 款 1 項 1 目 1 節繰越金で、歳出と同額の605万円を計上しております。こちらは前年度繰越金でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第91号の説明をお願いします。

副町長。

○副町長（高木 謙治） それでは、令和7年度明和町国民健康保険特別会計事業について説明させていただきます。

歳入のみ説明いたします。

予算に関する説明書の7ページ、8ページをご覧ください。

まず、4款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、5節・事務費繰入金で101万円の減額をしています。これは歳出の1款・総務費における人事異動や人勧に伴う人件費の補正により一般会計から繰入金を減額するものです。

続きまして、5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で1万5,000円の増額です。こちらは前年度繰越金で歳出の5款・保健事業費における会計年度任用職員の人勧に伴う人件費の増額分に充当するものです。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第92号の説明をお願いします。

副町長。

○副町長（高木 謙治） 続きまして、令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

歳入のみ説明いたします。

7ページ、8ページをご覧ください。

2款・国庫支出金、2項・国庫補助金、3目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に17万1,000円を計上しています。こちらは地域支援事業費に係る国の負担分で、割合は38.5パーセントです。

次に、4款・県支出金、2項・県補助金、2目・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に8万7,000円を計上しています。こちらは地域支援事業に係る県の負担分で、割合は19.25パーセントです。

次に、6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目・地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に8万7,000円を計上しています。こちらは地域支援事業費に係る町の負担分で、割合は19.25パーセントです。

続いて、4目1節・事務費繰入金は11万8,000円の減額です。こちらは介護保険特別会計歳出の1款・総務費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額で



す。

次に、7款1項1目1節・繰越金に10万3,000円を計上しています。こちらは前年度繰越金です。

以上です。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第93号の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹） 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）の収入の説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算（第2号）予算に関する説明の4ページをお願いいたします。

この明和町水道事業補正予算キャッシュフロー計算書をご覧ください。

収益的支出に係る収入は、1の業務活動によるキャッシュフローに計上しております当年度純利益の見込額を変更することで対応いたします。

また、資本的支出に係る収入は、議案書の第3条に規定しております減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金の補填額を変更することで対応いたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第94号の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹） 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）の収入のみ説明いたします。

下水道事業会計補正予算（第1号）予算に関する説明書の3ページの明和町下水道事業補正予算キャッシュフロー計算書をご覧ください。

収益的支出に係る収入は、1の業務活動によるキャッシュフローに計上しております当年度純利益の見込額を変更することで対応いたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で議案第89号から議案第94号の詳細の説明を終わります。

詳細説明が終わりましたので、これから一括上程した議案について質疑を行います。

まず、議案第89号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑される方がないので、これで議案第89号の質疑を終わります。

続きまして、議案第90号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第90号の質疑を終わります。

続きまして、議案第91号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第91号の質疑を終わります。

続きまして、議案第92号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第92号の質疑を終わります。

続きまして、議案第93号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第93号の質疑を終わります。

続きまして、議案第94号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第94号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

2番 田邊議員。

(2番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○2番（田邊 ひとみ） ただいま一括上程されました議案のうち、議案第89号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第5号）に関しまして、反対の立場から討論いたします。

本補正には、特別職の期末手当の増額が盛り込まれております。行政運営の重要性や特別職の責任を否定するものではありませんが、まずは町民の生活実態や一般職員の処遇、財政状況を総合的に見ながら丁寧な検討が必要です。

以上の理由から本補正予算案には今回は賛成はできません。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わり

ます。

これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第89号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第5号）の採決をします。

議案第89号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第90号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第90号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第91号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第91号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第92号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第

2号)を採決します。

議案第92号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、  
反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 賛成全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第93号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)  
を採決します。

議案第93号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、  
反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 賛成全員です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第94号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算(第1  
号)を採決します。

議案第94号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、  
反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 賛成全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。40分まで。

(午前 10時 32分)

---

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 42分)

---

◎議案第95号から議案第101号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第24 議案第95号から日程第30 議案第101号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第24 議案第95号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第96号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第97号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第98号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第99号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

日程第29 議案第100号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第30 議案第101号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま一括上程されました議案第95号から議案第101号につきまして、その提案理由の説明を申し上げる前に申し訳ございませんが、本日タブレットにアップロードさせていただいているこの議案のデータが誤っておりますので、紙で配付させていただいております。申し訳ございません。また後ほどデータについては、アップロードさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号 令和7年度明和町一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算に5億5,877万円の追加、繰越明許費の追加及び地方債の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものは、総務費のふるさと寄附事業及び基金積立金でございます。

歳入の主なものは、地方交付税及び寄附金でございます。

繰越明許費は、歳出と合わせて総合体育館空調更新工事の追加を計上しております。

地方債も歳出と合わせて総合体育館のネットワーク環境整備に関する追加を計上しております。

続きまして、議案第96号 令和7年度斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第2号)は、歳出歳入予算に6,421万円の追加及び地方債の変更をお願いするものでございます。

歳出歳入及び地方債において、土地公有化事業の追加を計上しております。

続きまして、議案第97号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に35万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、システム改修費でございます。

歳入は、国庫支出金でございます。

続きまして、議案第98号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算に394万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、介護保険事業計画に関するアンケート調査経費及びシステム改修費でございます。

歳入は、国庫支出金及び繰入金でございます。

続きまして、議案第99号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に5,113万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、システム改修費及び広域連合への保険料負担金でございます。

歳入は、保険料、繰越金及び国庫支出金でございます。

続きまして、議案第100号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出の予定額の追加をお願いするものでございます。

漏水等の緊急対応を行うための修繕料の追加でございます。

続きまして、議案第101号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額の追加、資本的収入及び支出の予定額の減額並びに企業債の限度額の減額をお願いするものでございます。

収益的支出は、処理場の光熱水費及び過年度損益修正損の追加を計上しております。

資本的収入及び支出並びに企業債は、公共下水道事業に関する減額でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。



---

◎議案第95号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第95号につきまして、予算に関する説明書11ページの歳出からお願いします。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 2款・総務費、1項・総務管理費、4目・財産管理費に10万円の追加補正をお願いしております。こちらは13節・使用料及び賃借料で、下水道使用料の10万円の追加でございます。

令和7年度10月1日からの下水道使用料金の改定による増額分を計上しております。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 続きまして、8目・防犯対策費において14節・工事請負費に42万7,000円の増額をお願いしております。

こちらは現在防犯灯が設置されていない町道中町勝見線の一部に地域や学校からの要望により防犯灯を設置するためのものがございます。この箇所には電柱等がなく防犯灯を共架することができないため、新たにポールを建柱した上で防犯灯を設置するための工事費用でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 10目・企画費に3億2,630万8,000円の追加補正をお願いしております。ふるさと寄附事業で7節・報償費は返礼品代で1億2,000万円、11節・役務費は返礼品の配送料に2,400万円とサイト等の手数料に6,000万円、12節は業務委託料で2,230万8,000円でございます。

当初予算と9月補正で追加し、寄附額10億円を見込んで各経費を計上していましたが、追加で4億円分を寄附に関する経費を計上いたしました。

次、その下18節・負担金、補助及び交付金は、シティプロモーション事業負担金で1億円を計上しております。

このシティプロモーション事業は、企業版ふるさと納税を活用し、企業からの寄附を財源として映画によるシティプロモーションを進めております。具体的には「種まく旅人」というシリーズものの映画で、「第一次産業で生きる人々の仕事・葛藤・誇りを、人間ドラマを通して描き、その地域の価値を伝える。」というコンセプトで、今回明和町の歴史と一次産業である畜産の魅力を映画を通じて町の地域資源を全国に発信し、交流人口の拡大や知名度向上を図るものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 続きまして、12目・自治振興費において13節・使用料及び賃借料に4,000円の増額をお願いしております。

こちらは令和7年10月1日からの下水道使用料金の改定による増額分を計上しております。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木 謙治） 続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉費は22節・償還金利子及び割引料に9万7,000円を計上しています。

これは相談支援総務費の過年度国県等支出金返還金で、令和6年度の生活困窮者就労準備支援等事業費等補助金の額の確定を受けて返還するものです。

次に、5目・障がい者福祉費は、22節・償還金利子及び割引料に462万3,000円を計上しています。

内訳は過年度国県支出金返還金で、障害者福祉費461万5,000円と障がい者生活支援センター費8,000円となっています。障害者福祉費の過年度国県支出金返還金461万5,000円については、令和6年度の障害者自立支援給付費国庫負担

金など3つの負担金の額の確定を受けて返還するものです。

障がい者生活支援センター費の過年度国県等支出金返還金8,000円については、令和6年度の地域生活支援促進事業における国庫補助金5,000円及び県補助金3,000円の額の確定を受けて返還するものです。

次に、6目・高齢者福祉費、27節・繰出金は、介護保険特別会計への繰出金の232万6,000円を計上しています。

詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 続きまして、10目・人権センター費、10節・需用費で、施設修繕料14万5,000円を計上しております。

人権センターのエアコン集中管理コントロールパネルの取替え及び1階多目的トイレの自動ドア取替えのため、既決予算で不足する額の補正をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 続きまして、13、14ページに移っていただきまして、2項・児童福祉費、1目・児童福祉費総務費の児童手当費の19節・扶助費の児童手当で300万円を計上しております。

これは令和6年10月の児童手当の制度改正に伴う実績見込みによる増額分です。

次に、22節・償還金利子及び割引料で1万3,000円を計上しております。

これは令和6年度の児童手当の制度改正に伴うシステム改修等の精算に伴う返還分でございます。

次に、子ども・子育て支援事業の22節・償還金利子及び割引料で6万円を計上しております。

これは令和6年度の児童虐待防止対策等総合支援事業の補助金の精算に伴う返還分です。

次に、3目・児童保育費の保育所施設管理費の13節・使用料及び賃借料で7

万円を計上しております。

これはささふえ保育所において下水道使用料金の改定に伴う増額です。

次に、５目・保育給食費のこども園給食運営費の７節・報償費で184万2,000円の増額をお願いしております。

これは調理員の代行回数が当初見込みを上回る見込みであることに加え、給料表改定に伴い、報酬額が増額することから、不足分の補正をお願いするものです。

次に、６目・子ども支援対策費の子ども・子育て支援地域事業の22節・償還金利子及び割引料で57万2,000円を計上しております。

これは令和６年度の子ども・子育て支援交付金と地域子ども・子育て支援事業費補助金の精算に伴う返還分です。

次に、４款・衛生費、１項・保健衛生費、６目・母子衛生費の母子保健事業の22節・償還金利子及び割引料で72万5,000円の増額をお願いしております。

これは令和６年度の養育医療給付事業の精算に伴う返還分です。

次に、出産・子育て応援交付金事業の22節・償還金利子及び割引料で139万1,000円を計上しております。これは令和６年度の出産・子育て応援交付金の精算に伴う返還分でございます。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 続きまして、６款・農林水産業費、１項・農業費、５目・農地費、13節・使用料及び賃借料、排水機場費の下水道使用料に2,000円の追加補正をお願いします。

下水道使用料金の改定による増額です。

○議長（辻井 成人） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 続きまして、ページ一番下の８款・土木費、４項・都市計画費、２目・公園費に7,000円の追加補正をお願いしております。

こちらは13節・使用料及び賃借料で、公園トイレの下水道料金で令和７年10月１日の料金改定に伴う増額分でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） それでは次の15ページ、16ページをお願いいたします。

まず、10款・教育費、2項・小学校費、1目・小学校費の10節・需用費の電気料金で400万円を計上しております。

こちらは明和北小学校建設において町が8月分以降中部電力と契約をしております、請負業者の電気料金を町が立て替えている状況でございます、増額をお願いするものでございます。

なお、立て替えた分の電気料金の歳入につきましては、後ほど小学校区編制室長から歳入においてご説明を申し上げます。

その他ほかの小学校においても物価高騰により電気料金が当初予算の見込みよりも上昇したため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の13節・使用料及び賃借料で130万円を計上しております。

こちらは下水道料金の改定に寄るもの及び明星小学校において漏水が発見されまして、場所の特定に時間を要したためにこちらの下水道料金を40万円の増額の計上をお願いするものでございます。漏水ございましたけれども、なお、上水道料金につきましては、年度末までの予算残額に余裕がございましたため、今回上水道料金につきましては、増額をしないものとなっております。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費の13節で中学校施設管理費の使用料及び賃借料で40万円を計上しております。こちらは下水道料金の改定に係る増額の計上をお願いするものでございます。

続きまして、18節の中学校運営費の負担金、補助及び交付金で50万円を計上しております。中学校の全国大会への出場が増加し、年度末にかけての予算残が厳しくなったための増額をお願いするものでございます。

続きまして、4項・社会教育費、2目・社会教育費では、13節で教育集会所事業の使用料及び賃借料で3,000円を計上しております。こちちは下水道料金

の改定に係る増額をお願いするものでございます。

続きまして、5項・保健体育費、2目・体育施設費で、12節・体育施設費の委託料で578万円を計上しております。これは総合体育館を中心とした来年度の町体育施設の直営化などに係るネットワーク環境整備等を計上しております。

14節では工事請負費で467万5,000円を計上しております。これは来年4月からの総合体育館の直営化及び教育委員会の事務所移転にかかり故障している空調設備の更新工事を行うものです。

17節では、施設用備品で40万円を計上しております。教育委員会の事務所移転に伴い、来庁者対応のためのカウンターを購入し、設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 17ページ、18ページをご覧ください。

12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費に2億円を計上しております。

歳入にふるさと寄附金を4億円追加しており、その2分の1を基金積立金として計上するものでございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、7ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 7ページ、8ページのほうをご覧ください。

10款1項1目1節・地方特例交付金に320万3,000円を追加しております。本年度の交付実績3,320万3,000円と当初の予算額との差額を計上しているものでございます。

11款1項1目1節・地方交付税に1億1,961万4,000円を追加しております。普通交付税の今年度の交付実績と現予算との差額を計上しております。本年度

の交付額は27億5,317万4,000円でございます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木 謙治） 続きまして、15款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金、1節・社会福祉費負担金に349万5,000円を計上しています。

これは令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金の追加交付となります。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 2節・児童福祉費負担金、児童手当負担金で251万円の増額をお願いしております。

これは歳出のときにご説明いたしました児童手当の実績見込みによる増額になります。

次に、過年度児童手当負担金で34万2,000円を計上しております。

これは令和6年度の児童手当国庫負担金の精算に伴う追加交付分となります。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・総務費県負担金、1節・総務費負担金に11万7,000円を追加しております。

これは事務処理特例交付金で本年度の交付実績161万7,000円と当初予算との差額を計上しているものでございます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木 謙治） 2目・民生費県負担金、1節・社会福祉費負担金261万8,000円を計上しています。

これは令和6年度障害者自立支援給付費県負担金の追加交付となります。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 2節・児童福祉費負担金、児童手当負担金で24万4,000円の増額をお願いしております。

こちらも歳出のときにご説明いたしました児童手当の実績見込みによる増額になります。

次に、過年度児童手当負担金で4万8,000円を計上しております。

こちらにつきましても令和6年度の児童手当県負担金の精算に伴う追加交付分となります。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 18款1項・寄附金、1目1節・総務費寄附金に5億円を追加しております。まずふるさと寄附金で想定額を14億円としまして4億円を計上しております。

続いて、企業版ふるさと納税は1億円を計上しております。

歳出で説明いたしましたシティプロモーション事業の財源とするもので、企業からの寄附額全額を充当して町の財源負担なしで事業を行うものでございます。

次に、19款・繰入金、2項・基金繰入金、6目1節・財政調整基金繰入金は8,072万1,000円の減額でございます。

これは他の歳入の増額に伴い、財政調整基金からの繰入れを減額しております。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校編制推進室長（中瀬 基司） 続いて、9ページ、10ページ、21款・諸収入、4項・雑入、2目・雑入、1節・雑入で、第1期再編小学校等建設工事電気料金立替払い分260万円を計上しております。

これは先ほど教育課長から説明のありましたとおり、工事期間中引渡しを受ける12月1日までの電気料は事業者負担としているため、これを受けるものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 22款1項・町債、2目・教育債、2節・社会教育施設等整備事業債は570万円を計上しております。

これは総合体育館施設整備事業債で、歳出で教育課長が説明したネットワーク環境整備業務に緊急防災・減債事業債を充当するものでございます。



以上で歳入の説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 歳入の説明が終わりましたので、続きまして、議案書の80ページ、第2表・繰越明許費補正をお願いします。

教育課長。

○教育課長（西尾 仁志） 議案書の80ページ、サムネイル80でございますけれども、よろしいでしょうか。第2表の繰越明許費補正でございます。

こちらは予算書の歳出でご説明いたしました10款・教育費、5項・保健体育費の総合体育館空調更新工事におきまして467万5,000円の繰越しをお願いしております。この空調更新工事は、現在実施されております長寿命化工事との同時施工が難しく、年度内に完了できないことが想定されるため、繰越明許費の追加をお願いしておるものでございます。

○議長（辻井 成人） 続いて、81ページ、第3表・地方債補正をお願いします。まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案書次の81ページのほうをご覧ください。

地方債補正は、追加が1件でございます。これは総合体育館施設整備事業債570万円の追加で、先ほど歳入にて説明した内容と同様でございます。

起債の方法、利率及び償還の方法は、議案書に記載のとおりでございます。

一般会計の説明は以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で議案第95号の詳細の説明を終わります。

---

#### ◎議案第96号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第96号の説明を歳入歳出、地方債補正を併せてお願いします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、歳出から説明をさせていただきますと思います。

予算に関する説明書の9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費、16節・公有財産購入費で6,421万円の増額補正をお願いしております。

こちらは史跡齋宮跡地内の土地公有化事業におきまして、令和8年2月に国及び県から追加の補助交付決定がされる見込みであるため、今年度地権者から土地の買取り請求をいただいているうち6筆分の土地購入費の追加をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国庫補助が80%、県補助が15%、残り5%が町負担となっております。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきたいと思います。

資料戻っていただきまして7ページ、8ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目1節・史跡等購入費補助金で5,136万8,000円の増額。

2款・県支出金、1項・県補助金、1目1節・史跡等購入費補助金で963万2,000円の増額をお願いしております。

いずれも歳出で説明いたしました土地購入費する国・県の補助金でございます。

4款1項1目1節・繰越金は41万円の増額をお願いしております。こちらは前年度繰越金でございます。

5款・町債、1項・町債、1目・教育債、1節・土地公有化事業債で280万円の増額をお願いしております。こちらは史跡齋宮跡地内の公有化事業に伴う土地購入費の町負担分に対する起債でございます。

続きまして、議案書の85ページをご覧ください。

第2表・地方債補正をご覧ください。

起債の目的は、土地公有化事業債で、限度額は280万円の追加でございます。

起債の方法、利率、償還方法は、表記のとおりでございます。

詳細説明は以上でございます。

---

#### ◎議案第97号の詳細説明

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第97号の説明を歳入歳出を併せてお願いいたします。

副町長。

○副町長（高木 謙治）　それでは、まず歳出からご説明いたします。

予算に関する説明書9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、2項・徴税費、1目・賦課徴収費に35万5,000円を計上しています。

内容は、12節・委託料の35万5,000円で、令和8年4月から始まる子ども・子育て支援金の賦課徴収に対応するための国保税システム改修費です。

続きまして、歳入です。

7ページ、8ページをご覧ください。

7款・国庫支出金、1項・国庫補助金、2目・子ども・子育て支援事業費補助金、1節・子ども・子育て支援事業費補助金で35万5,000円を計上しています。これは先ほども歳出でご説明いたしました国保税システム改修費に対する国庫補助金で、補助率は100パーセントです。

以上です。

---

## ◎議案第98号の詳細説明

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第98号の説明を歳入歳出を併せてお願いします。

副町長。

○副町長（高木 謙治）　それでは、まず歳出のほうからご説明いたします。

予算説明書の9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、10節・需用費に1万3,000円を計上しています。

来年度第10期介護保険事業計画を策定するに当たり、それに先立ちましてニーズ調査を実施する必要があることから、今年度中にアンケートを行いたいと考えておりまして、対象者は2,600件を想定しております。こちらはアンケート用封筒の印刷製本費です。

次、11節・役務費に63万5,000円を計上しています。

こちらは先ほどご説明いたしましたアンケートの郵送料です。

12節・委託料に330万円を計上しています。

内訳は、アンケート対象者の抽出作業に係る電算委託料5万5,000円と介護保険システム改修委託料324万5,000円です。

介護保険システム改修費につきましては、令和8年度からの税制改正に対応するためのシステム改修となります。これは税制改正により個人住民税に係る給与所得控除額の引上げがあることから、非課税世帯が増えることが見込まれておりまして、その結果、所得段階が下がりまして第9期、令和8年度までの計画ですけれども、第9期の介護保険事業計画で見込んでいた保険料が減収となるため、これを防ぐ観点から令和8年度に限り従前の計算により保険料を算出するよう介護保険法が改正されることから、システム改修をするものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

7ページ、8ページをご覧ください。

2 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、6 目・介護保険事業費補助金、1 節・介護事業補助金に162万2,000円を計上しています。

こちらは歳出で説明いたしました介護保険システム改修費に係る国の負担分で、割合は2分の1です。

次に、6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、4 目 1 節・事務費繰入金に232万6,000円を計上しています。こちらは介護保険特別会計総務費の1 目・一般管理費に係る町負担金分で、一般会計からの繰入金です。介護保険システム改修費の2 分の 1 とアンケートに係る費用分で、町負担割合100%となっています。

以上です。

---

#### ◎議案第99号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第99号の説明を歳入歳出と併せてお願いします。

副町長。

○副町長（高木 謙治） それでは、まず歳出からご説明いたします。

予算に関する説明書の9 ページ、10ページをご覧ください。

1 款・総務費、2 項・徴収費、1 目・徴収費に273万1,000円を計上しています。

内容は、12節・委託料の273万1,000円で、国民健康保険特別会計でのご説明と同様に、子ども・子育て支援金の賦課徴収に対応するための後期高齢者医療システムの改修費となります。

次に、2 款・後期高齢者医療広域連合納付金、1 項・後期高齢者医療広域連合納付金、1 目・後期高齢者医療広域連合納付金に4,840万円の追加を計上し

ています。

内容は、18節・負担金、補助及び交付金の保険料負担金4,840万円の増額で、これは保険料の納付見込みの増による負担金の増加と過年度分の負担金確定に伴う不足分の追加によるものです。

増額の主な理由は、被保険者数の増加と一人当たり保険料の増となります。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページ、8ページをお願いします。

1款・後期高齢者医療保険料、1項・後期高齢者医療保険料、1目・特別徴収保険料、1節・特別徴収保険料で1,340万円の増額と2目・普通徴収保険料、1節・現年度分で1,950万円を計上しています。

これは先ほど歳出で申し上げたとおり、当初見込みより特別徴収、普通徴収ともに保険料の納付額が増える見込みとなったための増額です。

次に、3款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で1,550万円を計上しています。

これは前年度繰越金で、歳出でご説明した過年度分負担金の確定に伴う不足分に充当するものです。

最後に、5款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・子ども・子育て支援事業費補助金、1節・子ども・子育て支援事業費補助金で273万1,000円を計上しています。

こちらは先ほどの歳出のシステム改修費に対する国庫補助金で、補助率は100%です。

以上です。

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第100号の説明を収入支出を併せてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹）　水道事業会計補正予算（第3号）予算に関する説明書の2ページをご覧ください。

収益的支出の1款・水道事業費用、1項・営業費用、2目・配水及び給水費で250万円の増額をお願いしております。

当初予算において緊急修繕費として750万円を計上しておりましたが、緊急修繕が多発し、現時点での残額が250万円ほどとなっております。冬場での緊急修繕への対応が困難と見込まれるため、修繕費の増額をお願いするものでございます。

次に、収入をご説明させていただきます。

次のページの3ページをご覧ください。

明和町水道事業補正予定キャッシュフロー計算書をご覧ください。

収益的支出に係る収入は、1の業務活動によるキャッシュフローに計上しております当年度純利益の見込額を変更することで対応いたします。

以上でございます。

---

#### ◎議案第101号の詳細説明

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第101号の説明を収入支出、企業債を併せてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹）　続きまして、下水道事業会計補正予算（第2号）予算に関する説明書の2ページをご覧ください。

2 款・下水道事業費用、1 項・営業費用、3 目・処理場費、10 節・光熱水費で 5 万円の増額をお願いしております。

夏場に笹笹処理場の真空ポンプ等機械の循環冷却に要した水道水の使用量が増加したことから、水道料金を計上しております。

続きまして、3 項・特別損失、4 目・過年度損失修正損、1 節・過年度損益修正損で 22 万円の増額をお願いしております。料金の従量制への移行に当たり、井戸使用料の算定のために実施した居住人数の実施確認の結果、申請された人数等の間に差異が生じている事例が確認されたことから、その差異に基づく使用料の還付額を計上するものでございます。

次のページの 3 ページをお願いいたします。その下段の表になります。

4 款・資本的支出、1 項・建設改良費、1 目・管渠施設費、17 節・委託料で 412 万円の減額をお願いしております。

公共下水道事業について、補助対象事業費が減額されたことにより全体事業費が確定したため、設計委託料を減額するものでございます。

23 節・工事請負費で 8,275 万円の減額をお願いしております。

これも公共下水道事業について補助対象事業費の削減により、全体事業費が確定したことから、工事費の減額をお願いするものでございます。

30 節・補償費で 200 万円の減額をお願いしております。これも公共下水道事業について補助対象事業費の削減により全体事業費が確定したことから、下水道工事に伴う水道移設の減額をお願いするものでございます。

続きまして、収入を説明させていただきます。

3 ページの上段をお願いいたします。

3 款・資本的収入、1 項・企業債、1 目・企業債、1 節・建設改良等企業債で 9,380 万円の減額をお願いしております。

公共下水道事業について補助対象事業の削減により全体事業費が確定したことから、借入額の減額を行うものでございます。

4 項・国県補助金、1 目・国庫補助金、1 節・国庫補助金で 4,356 万円の減



額をお願いしております。

補助金の確定によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、4ページの明和町下水道事業補正予定キャッシュフロー計算書をご覧ください。

収益的支出に係る収入は、1の業務活動によるキャッシュフローに計上しております当年度純利益の見込額を変更することで対応いたします。

また、資本的支出に係る収入は、議案書の第3条に規定する過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金の補填額を変更することで対応いたします。

次に、起債の変更についてでございます。

議案書の97ページをお願いします。一番最後のページになります。サムネイルも97でございます。

第4条の企業債の限度額の変更でございます。

内容につきましては、起債の目的は下水道事業債で、限度額を3億1,010万円から2億1,630万円に変更いたします。

起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細の説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑・討論・採決は12月19日に行うことにします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） 本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 25分）

---